

ご存知ですか？／

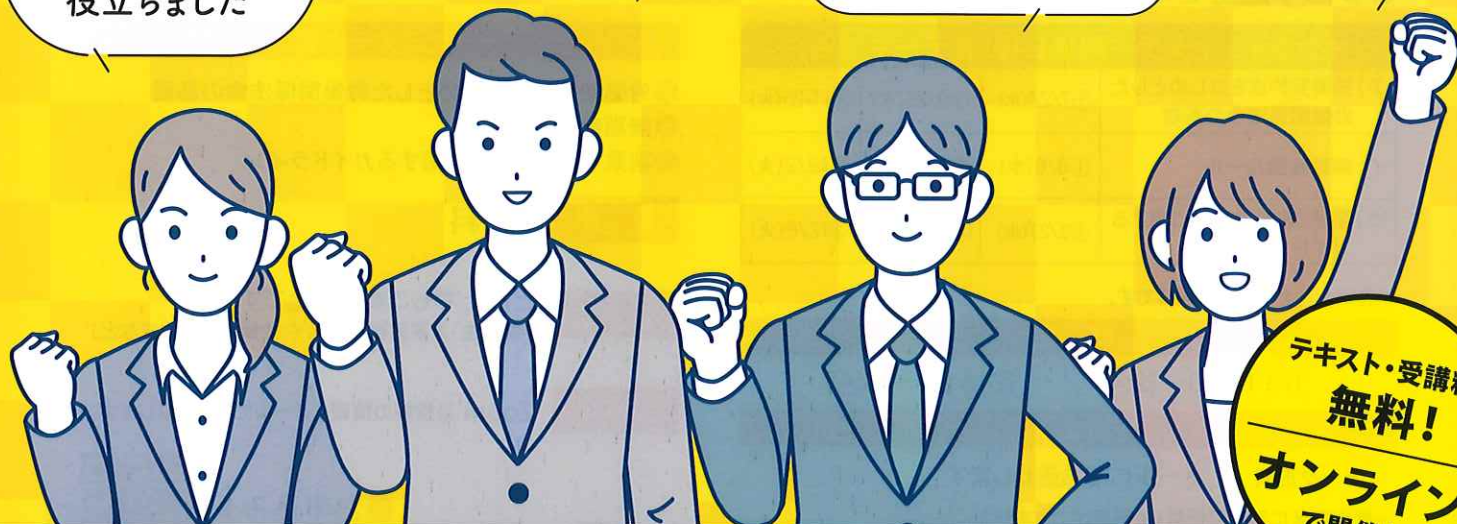
みんなで学ぼう！ 労働契約の 正しいルール

法改正の
理解が深まり、
労務管理に
役立ちました

無期転換ルール、副業・
兼業のガイドライン等
よく理解できた！

疑問や曖昧だった点が
セミナーで明確に
になりました

個別相談では
実践的な
アドバイスが
役立ちました



テキスト・受講料
無料！
オンライン
で開催！

令和7年度 厚生労働省 委託事業 適切な労務管理のための労働契約等に関するルールの定着に向けた周知・啓発事業

労働契約等解説セミナー

労働関係法令の基礎

無期転換ルール

副業・兼業の促進

2025年7月～12月に、一般労働者・事業主向けセミナーを開催予定です！

このセミナーでは、労働契約等に関するルールをはじめ、パートや契約社員等が長期的に活躍できる制度である「無期転換ルール」や、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまはもちろん、どなたでもご参加いただけます。

※予定は変更になる場合がございます。※インターネット環境、パソコン等は各自でご用意ください。

セミナー
お申込方法

●WEBサイトからのお申込み

専用のホームページ、または右記の二次元バーコードからお申し込みください。
<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp>

お申込みは
こちら▶



令和7年度 厚生労働省 委託事業 「労働契約等解説セミナー」セミナー概要

経験豊富な社会保険労務士が、わかりやすく解説いたします！



●参加申込型セミナー（通常型）

オンラインセミナー開催日程（全8回）

① 7/1 (火)	② 7/16 (水)	③ 8/20 (水)	④ 9/9 (火)
⑤ 9/17 (水)	⑥ 10/15 (水)	⑦ 11/11 (火)	⑧ 11/19 (水)

※各回セミナー内容は同じです。

時 間

セミナー 13:00～15:10（休憩10分）

テキスト※

データ形式 メールにてお送りします

※著作権者に無断で転載・複製等はできません

●個別相談をご希望の方は、下記個別相談フォームからお申し込みください。

セミナー内容

- ⑦ 労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ④ 無期転換ルール
- ⑤ 副業・兼業の促進に関するガイドライン

費 用 無 料

対 象 どなたでもご参加可能です
（事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまなど）

ツール Zoom ※接続の情報をメールにてお送りします。

●お申込み▶



●参加申込型セミナー（テーマ分割型）

オンラインセミナー開催日程（各テーマ：3回）

ア) 労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎	① 7/23 (水)	② 9/25 (木)	③ 11/25 (火)
イ) 無期転換ルール	① 8/6 (水)	② 10/9 (木)	③ 12/2 (火)
ウ) 副業・兼業の促進に関するガイドライン	① 8/27 (水)	② 10/23 (木)	③ 12/9 (火)

※各回セミナー内容は同じです。

時 間

①③ 12:00～12:45 ② 13:00～13:45

テキスト※

データ形式 メールにてお送りします

※著作権者に無断で転載・複製等はできません

●個別相談をご希望の方は、下記個別相談フォームからお申し込みください。

セミナー内容

- ⑦ 労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ④ 無期転換ルール
- ⑤ 副業・兼業の促進に関するガイドライン

費 用 無 料

対 象 どなたでもご参加可能です
（事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまなど）

ツール Zoom ※接続の情報をメールにてお送りします。

●お申込み▶



[個別相談]

オンライン個別相談（全11回）

① 7/1 (火)	② 7/16 (水)	③ 8/20 (水)	④ 8/27 (水)
⑤ 9/9 (火)	⑥ 9/17 (水)	⑦ 10/15 (水)	⑧ 10/23 (木)
⑨ 11/11 (火)	⑩ 11/19 (水)	⑪ 12/9 (火)	

時 間

①②③⑤⑥⑦⑨⑩ 15:20～16:35

④⑪ 13:00～14:15

⑧ 14:00～15:15

※上記時間内で1組15分

相談内容

- ⑦ 労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ④ 無期転換ルール
- ⑤ 副業・兼業の促進に関するガイドライン

費 用 無 料

対 象 どなたでもご参加可能です
（事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまなど）
※セミナーへのご参加にかかわらず、
どうぞお気軽にお申し込みください。

ツール Zoom ※接続の情報をメールにてお送りします。

●お申込み▶



●2025年7月～2026年2月に、中小企業・労働者（団体）向け講師派遣型セミナーも同時開催中！